

海外旅行保険企業包括契約のご案内


1. 海外出張時の各部署での手続きについて
2. 保険期間変更の手続きについて（期間延長・短縮）
3. 補償内容
4. 事故の際の手続きについて
5. FAQ
6. 問合せ先

1. 海外出張時の各部署での手続きについて

1.被保険者通知書と**2.被保険者同意書**を作成しご出発の**3営業日前**までに関大パンセへご提出ください。


※上記**1.被保険者通知書**はメール添付にてデータをお送りください。

※上記**2.被保険者同意書**は出張者ご本人様の署名が必要なため学内便にて**原本**をご提出ください。



被保険者証を発行後、**1.被保険者通知書**に記載の送付先へ学内便または普通郵便にてお送りいたします。

※ 海外にてキャッシュレスメディカルサービス利用時に提示が必要です。



3.海外旅行企業包括契約通知書へ該当月の出張者名を記入して**月末**までに関大パンセへご提出ください。

※ 例えば、**10/10**に渡航された方の通知書は**10月末**までにご提出ください。



渡航月の翌月**10日**までに請求書をお送りしますのでお手続きをお願いいたします。

※ 請求書を分ける場合は、**3.海外旅行企業包括契約通知書**ごとに発行しますので分けて作成してください。

2. 保険期間変更の手続きについて（期間延長・短縮）

渡航期間のご変更については原則、**帰国日（保険期間終了日）まで**に関大パンセにご連絡をお願いいたします。

ご連絡が遅れた場合の受付期限は帰国日の翌月末になりますのでご注意ください。

変更に伴う保険料の追徴や返戻が発生する場合はお手続きをお願いいたします。

次のいずれかの理由で遅延した場合、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ**72時間を限度**に保険期間は自動的に延長されるため延長手続きは不要です。その後の補償はありませんので必ず延長手続きをしてください。

- ・ 被保険者が乗客として搭乗している、または搭乗予定の交通機関（運行時間が定められているもの）の遅延、欠航、運休
- ・ 被保険者が医師の治療を受けたこと。
- ・ 被保険者の旅券の盗難、紛失。
- ・ 被保険者の同行者が入院したこと等。

<帰国日変更のご連絡が遅れた場合の手続きについて>

① 関大パンセまでご連絡
をお願いします。

② **3.海外旅行企業包括契約通知書**
を作成し**月末**までに関大パンセまで
ご提出ください。

③ 翌月**10日**までに請求書を発送
しますので追徴保険料をお支払い
ください。

<ご参考> 渡航期間が 9/1~9/10 から 9/1~9/15 に変更になった場合のお手続きについて

- 上記②の手続きについて 9/30 までに**3.海外旅行企業包括契約通知書**をご提出ください。
- ご連絡が10月以降になった場合は、受付日の月末までに**3.海外旅行企業包括契約通知書**をご提出ください。
- **受付期限は10月末のため11月以降にご連絡をいただいた場合はお手続き致しかねますのでご了承ください。**

※保険期間短縮による保険料の返還手続きの場合は別途ご案内いたします。

3. 補償内容

補償項目	補償金額
傷害死亡・後遺障害	2,000万円
疾病死亡	300万円
治療・救援費用	500万円

< 充実のサービス体制で快適な海外旅行をサポート >

三井住友海上ライン（年中無休・24時間・日本語対応）

ケガ、病気、盗難などのさまざまなアクシデントにあわれた場合、24時間・年中無休・日本語で、電話相談をお受けいたします。

(1) 保険についてのご相談

保険事故のご連絡や最寄りの病院、日本語が通じる病院を知りたい時などにご利用ください。また保険事故にあわれた際のサポートをする現地アシスタンス会社・クレームエイジェントのご紹介も行います。

(2) キャッシュレス・メディカルサービス

海外旅行中にケガや病気のため病院で治療を受けてもお客様自身で治療費を支払うことなく、保険会社が保険金として病院に治療費をお支払いするサービスです。

お電話いただく事でサービスを受けられる最寄りの病院を紹介いたします。

※提携病院に限りご利用いただけます。

※**提携病院を受診される場合であっても病院に行かれる前に必ず三井住友海上ラインにご連絡ください。**ご連絡がない場合キャッシュレス・メディカルサービスをご利用になれず、お客様自身で一旦治療費をお立替えいただき、後日保険金請求をしていただくこととなりますのでご注意ください。

(3) 緊急医療アシスタンスサービス

ケガ、病気によって病院や日本への緊急移送が必要な時などに保険会社が提携している国際アシスタンス会社がサポートします。

< ご参考 > 海外旅行保険パンフレット（三井住友海上火災保険）

[kairyo.pdf \(ms-ins.com\)](http://kairyo.pdf(ms-ins.com))

4. 事故の際の手続きについて

< 事故が発生した場合の連絡先 >

三井住友海上ライン

- **ご滞在地に応じた専用番号へお電話ください。**（24時間・日本語受付）
「海外旅行保険のご案内」（ポケットガイドP8～10）をご確認ください。

[三井住友海上ライン各国の連絡先](#)

- 各国の電話事情等により無料電話がつながりにくい場合は
81-3-3497-0915へコレクトコールでおかけ下さい。

三井住友海上事故受付窓口 （日本に滞在時）

- **0120-365-240**（24時間・365日受付）

代理店／関大パンセ

- **06-4980-6167**（平日／月～金 9時～17時受付）

※帰国後に保険金請求をされる場合は、事故発生日より30日以内に弊社までご連絡ください。

< 保険金請求に必要な主な書類 >

- 保険金請求書
- 治療費、治療費以外（交通費等）の費用の支出を証明する**領収書原本**
- 医師の診断書（ご請求金額が30万円以上もしくは保険会社から依頼があった場合）
- 交通事故の場合は事故証明書、警察届出など事故状況等を証明する書類

< 注意事項 >

- お支払い対象外の主な場合・・・「持病」「旅行前に発症したケガや病気」「歯科疾病」（虫歯や歯槽膿漏）等
- キャッシュレスメディカルサービスご利用時は、提携病院であっても必ず**受診前に三井住友海上ラインにご連絡をお願いします。**

【キャッシュレスサービスとは】

被保険者証（原本）を提示することで、海外の提携病院において**治療費**を自己負担(立替え)せずに治療を受けられるサービスです。
医師から処方された薬代および入通院のための交通費は、一旦お立替のうえ、ご帰国後に保険金請求してください。

5. FAQ

NO	Q：質問内容	A：回答
1	ケガや病気で治療を受けた場合どんな費用が補償されますか。	医師、病院に支払った診察・入院関係費用（緊急移送費、医師の指示による宿泊施設の客室料を含む）治療のために必要な通訳雇入費用、交通費、保険金請求のために必要な医師の診断書費用、当初の旅行行程に復帰または、直接帰国するための交通費、および宿泊費等の被保険者が負担した社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (但し被保険者が <u>払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は除きます</u>)
2	保険金請求時に必要なものはありますか。	治療費や治療費以外（交通費等）の費用の支出を証明する <u>領収書の原本</u> を必ずお取り付けください。 ご請求金額が30万円以上もしくは保険会社から依頼があった場合は医師の診断書が必要です。
3	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり隔離が必要になった場合は補償の対象になりますか。	治療ではないため補償対象外です。
4	新型コロナウイルス感染症の検査費用は補償されますか。	出入国時に必要となる検査費用は補償の対象となりません。 但し保険期間中に感染したコロナ感染症を直接の原因として検査した費用は治療費用として補償の対象です。
5	保険期間中に新型コロナウイルスに感染した場合は補償の対象になりますか。 保険金請求時に証明書は必要でしょうか。	「治療・救援費用補償」の対象になります。被保険者様が負担した治療費用（宿泊費や交通費を含む）を補償します。 医師の指示による宿泊施設の静養も補償対象です。 <u>陽性証明書または隔離指示書等の医師の指示による治療である事がわかる診断書等の書類を必ずお取り付けください。</u> (※医療機関名や医師の署名が記載された証明書が必要です)

5. FAQ

NO	Q：質問内容	A：回答
6	交通費の補償について飛行機のビジネスクラスや新幹線のグリーン席は補償されますか。	原則、普通席が補償の対象です。社会通念上妥当な金額になります。
7	ケガや病気で治療を受けたことにより帰国予定日が変更になる場合保険期間の延長は必要ですか。	保険期間終了後72時間を限度として自動延長されますが、その後の補償はありませんので必ず延長手続きをしてください。 担当部署または弊社までご連絡をお願いします。
8	帰りの飛行機が遅れ帰国日が翌日にずれてしまった場合保険期間の延長は必要ですか。	搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運航時刻が定められているものの遅延、欠航、運休による場合は72時間を限度として自動延長されます。 よって72時間をこえない場合は延長手続きの必要はありません。
9	海外出張期間中に一時帰国した場合は補償されますか。	「一時帰国中補償特約」が自動付帯されており帰国日の翌日から起算して30日間は旅行行程中とみなすため補償対象です。 <u>但し同じ滞在先に帰国することが条件となります。</u> 30日を超える場合は出国手続き再開時から旅行行程を再開するものとします。
10	出張時の保険で安心ですか。別途「上乗せ保険」等は必要でしょうか。	渡航先の医療事情にあわせて別途上乗せ保険の加入をご検討ください。 海外での治療費は高額になるケースもありますので「治療・救援費用補償」は無制限がおすすめです。「個人賠償責任保険」や「携行品損害補償」の付帯でよりご安心いただけます。 ※包括契約にて保険金額の増額は致しかねますのでご了承ください。
11	当初の目的地（国）から別の国に行くことになった場合は補償されますか。	日本の住居を出発してから住居に到着するまでが保険責任期間となりますので補償対象です。
12	住居を出発して空港までの間等、日本国内で起きた事故は海外旅行保険で補償されますか。	保険期間内であれば補償対象です。

5. FAQ

NO	Q：質問内容	A：回答
13	搭乗予定日の前日に空港近くのホテルに宿泊した場合の保険始期日はいつになりますか。	保険期間は日本の住居を出発してから住居に到着するまでとなりますので、保険始期日は住居を出発した搭乗予定日の前日（前泊日）になります。
14	被保険者名は旧姓と新姓のどちらにすべきですか。	キャッシュレスメディカルサービスを利用する際など、パスポート上の氏名で本人確認をする場合がありますので、パスポートに記載のお名前でお手続きください。
15	研究のため学部生や院生が同行する場合もこの保険の対象になりますか。	関西大学の業務に従事し、関西大学が認めた方であれば対象となります。また、この条件を満たせば他大学の所属であっても対象とすることができます。※未成年者の場合は「被保険者同意書」へ親権者の方の同意署名が必要なためご注意ください。
16	「被保険者同意書」の提出はPDFデータでいいですか。	署名いただきました本紙をご提出ください。一旦、PDFでお送りいただきました場合も月末までに本紙をご提出ください。
17	「被保険者同意書」の同意欄へ複数名が署名してもいいですか。	はい。最大で同意書1枚に8名の方の署名をしていただくことができます。
18	「被保険者証」のデータを自身で印刷して使用することはできますか。	コピーや専用台紙以外に印刷された「被保険者証」ではサービスを受けられないためご使用いただけません。
19	「被保険者証」は必ず受け取らなければいけませんか。	受け取りは必須ではありませんので、不要な場合は「被保険者通知書」の送り先に不要とご記入ください。

6. 問合せ先

株式会社関大パンセ 担当：岩崎・林

〒564-8680

吹田市山手町3-3-35 関西大学誠之館 2号館 1階

Tel : 06-4980-6167 (内線2396・2381) Fax : 06-6368-1976

Email : hoken@kandai-pensee.co.jp